

体制転換と司法改革

— ポスト社会主義ポーランドの文脈 —

小森田秋夫

はじめに

1999年6月に設置された司法制度改革審議会は、2000年11月に「中間報告」を発表し、2001年6月には最終報告をまとめて内閣に提出することになっている。「中間報告」をめぐっては、そこで構想・提案されている個々の改革の内容もさることながら、日本の司法のどこが問題であり、誰のために、何をどのように改革すべきなのかという、司法改革の基本設計をめぐる大きな文脈からの批判的な検討が行われている⁽¹⁾。「中間報告」によれば、「米、英、独、仏の各国を訪問し、これらの国々における裁判官任用制度、陪審・参審制度、法曹養成制度等の実情や司法制度改革の動向などを中心に、それぞれの国の司法制度に関する調査を行った」⁽²⁾とされる。しかし、日本における法曹人口の少なさを強調するために国際比較を行っているくだりをはじめ、若干の言及はあるものの、審議会在が諸外国の調査から全体として何を汲み取ったのかは必ずしも明らかではない。個々の論点をめぐって諸外国の経験を参照する意味はもちろん否定されるべきではないが、より重要なのは、“何が問題か”についての大きな文脈をとらえるためにこそ、比較の視点を生かすことではないであろうか。とすれば、米・英・独・仏という一見自明でもっともな比較の対象が(少なくともそのみが)直ちに適切なものであるとはかぎらない。

本稿は、日本における司法改革それ自体について論じようとするものではないが、上記のような問題意識から、歴史的・社会的な位相が異なるがゆえに、通常は比較の対象として意識されることのない旧社会主義国のうち、ポーランドの場合に即して、“司法改革の文脈”を辿ってみようとする初歩的な試みである。

1 モデルとしてのソ連の司法

ポーランドは、1795年から123年間にわたるロシア・プロイセン(のちドイツ)・オーストリアの3大帝国による分割支配の時期を経て1918年に独立したあと、分割の遺産としての法システムの地域的分裂を克服する課題が十分に完遂されないままに、第2次世界大戦の勃発の地となり、分断されたヨーロッパのなかの「東」側、すなわちソ連圏の一国として位置づけられながら戦後を迎えた。そして、48年末に労働者党と社会党との統一によって統一労働者党(共産党)が結成されたのを合図に、国内の政治・経済システムの「ソビエト化」が進められた。司法の領域も例外ではな

い。

そこでまず、ポーランド(およびその他の社会主義諸国)に移植された司法制度のソ連モデルがどのような特徴をもったものであったのかについて、筆者なりの整理を行っておこう。

まず大前提となるのは、①権力分立原理が否定され、代表制機関としての連邦最高会議が機能的に分化した立法・行政・司法を統合するという権力統合原理が採用されていたこと、および②ソ連共産党がこのように編成された国家と社会全体にたいする「指導的役割」をはたすことが体制原理のなかに組み込まれていたこと、いいかえれば、そのような指導的地位そのものをめぐる多元的な政治主体間の競争が否定されていたこと、である。したがって、立法権・行政権から分離され、それらと緊張関係に立つ「司法権」という観念は認められず、共産党の指導的役割が——その形態と内容はさまざまでありうるとしても——司法にも及ぶ、ということは自明視されていた。これらの体制原理が、社会・経済システムとしての社会主義にとってどの程度必然的であるかは議論の余地のあるところであるが、ここでは立ち入らない。

これらのことを前提として、第1に、裁判の守備範囲は制度的に著しく収縮していた。国有企業をはじめとする経済主体の法的紛争の処理は、計画経済メカニズムの円滑な作動を確保するという目的から、連邦仲裁委員会を頂点とする行政機関としての仲裁委員会の管轄とされ、市民生活の全面を覆っていた行政的規制を背景に生ずる市民 - 行政間紛争においては、重要性の少ないごく一部の例外を除いて行政内部の手続としての不服申立て(訴願)のみが認められていた。結局、裁判所が扱っていたのは、市民を少なくとも一方の当事者とする民事事件(主として家族・住宅・労働事件など)と刑事事件とであった。そのほか裁判官は、一部の行政罰事件を扱っていたが、刑事事件における被疑者の勾留にたいする裁可は検察官の権限であった。権力統合原理を根拠に、裁判所には法令の違憲審査を行う権限も与えられていなかった³⁾。

第2に、このように「収縮した裁判」に対応して、弁護士も職域も収縮していた。弁護士の活動は主として法廷弁護に集中し、刑事では予審終了後の調書開示の時から、民事では事実上第二審段階から関与するのが一般的であった。州・市などを単位とする弁護士会に所属し、弁護士会の組織する地域ごとの法律相談所を拠点に、依頼人からの弁護士料によって生活するという意味で一種の「在野法曹」ではあるが、弁護士会は全国的に統合されておらず、単位弁護士会に分断されつつ、司法省の強い統制のもとに置かれていた。なお、弁護士は上述した仲裁制度には関与せず、ここでは「法律顧問〔юрисконсульт〕」と呼ばれる独自の法律専門職が活動していた。

これにたいして、「収縮した裁判」だけではなく、裁判の及ばない空間をも含めて極めて広い職域を持っていたのが検察官である。検察官は、①刑事事件において捜査機関の活動を監督し、起訴状に承認を与え、公判において当事者(国家訴追人)として現われ、上訴権を行使するだけではなく、②必要に応じ公益代表として民事事件にも関与し、③法的効力を生じた第二審のすべての判決にたいしプロテスト権を行使して判決の見直しを求め、④違法と判断した省以下の行政機関の規範・行為にたいし、処分庁または上級庁にプロテストする権限をもっていた。組織的にも、連邦最高会議によって任命された検事総長を頂点とする独自のヒエラルヒーの機構を形づくり、共産党組織とのつながりも法曹三者のなかでもっとも深かった。

第3に、憲法上「裁判官の独立」が謳われていたとはいえ、裁判官は多重的な依存構造のもとに

置かれていた。

まず、人事上の依存性である。裁判官は「民主的裁判官」の論理にもとづいて、基層の人民裁判所裁判官は住民の直接選挙、上級裁判所の裁判官は同級のソビエトによる選挙によって任期5年で選ばれた。しかし、選挙はソビエト代議員の場合と同様に形式的な信任投票と化し、人事を実質的に左右していたのは「地方権力」(地元の党組織とソビエト執行委員会)であった。裁判所の物的活動条件がこの地方権力に依存していたことともあいまって、裁判官はそこからの圧力を受けやすい環境に置かれていた。

つぎに、裁判活動上の上級裁判所への依存性である。下級裁判所は、その判決が審級関係をつうじて上級裁判所の見直しを受けるのは当然として、上級裁判所が管轄地域内の下級裁判所の活動を指導するシステムをつうじて、前者への依存関係のもとに置かれていた。また、最高裁判所総会が個々の事件を離れて法令の解釈指針を与える「指導的説明」という制度も、審級制度とは別の裁判統一の手段として機能していた。

さらに、特定の司法政策を実現するために「法秩序維持機関 [правоохранительные органы]」が協働するという考え方が存在した。法秩序維持機関とは検察庁・内務機関(警察)・国家保安機関・司法省を指すが、裁判所もまたこの中に数えられていた。このような考え方のもとでは、警察・検察の活動を法にもとづいて効果的に統制しつつ——とくに政治的性格の強い事件において——自律的な判断を行うことを裁判所に期待するのは困難であった。

第4に、訴訟構造は、職権主義的性格が濃厚であった。とくに刑事事件においては、公判段階は一応対審的構造を備えていたとはいえ、対審的構造をもたない公判前段階との関係は連続的であり(詳しい起訴状とともに一件記録が裁判所に提出され、証拠不十分と認められたときは「疑わしきは被告人の利益に」の原則にもとづいて無罪判決を言い渡す代わりに、補充的取調べのために公判前段階に差し戻すことが認められていた、など)、法秩序維持機関の協働の論理ともあいまって、全体として、裁判所が訴追側の主張に引きずられる傾向が強かった。

裁判は二審制で、当事者が上訴できるのは一度だけに限られるが、法的効力を生じた第二審判決にたいし、裁判所長または検事のプロテストをつうじて、監督審と呼ばれる手続によって最上級審に至るまで繰り返し判決の見直しを求めることが可能な制度が存在した。監督審は、当事者による上訴を部分的に代替する機能をもはたしうるが、対審的構造はもたず、公開原則も適用されなかった。

2 モデルからの偏差——修正と離脱

以上のようなソ連の司法の諸特徴のうち、どこまでがソ連において、とくに1930年代以降に形づくられた基底的な経済システムと政治システムの不可分の随伴物であり、どこまでが、そのようなシステムからは相対的に自立的な根拠をもつ、より長い歴史的背景に根ざしたものなのかは、より立ち入った歴史的・論理的な分析によって明らかにされるべき問題として残されている。そのさい、ソ連モデルが移植された国において、上記のような諸要素がどのように根づいていったのか、それともいかなかったのかの検討は、ソ連モデルのいわば「社会主義的普遍性」を検証する作業の一環としての意味をもつであろう。ここでは、全体としてはソ連モデルを受容したポーラ

ンドについて、モデルからの偏差を示すいくつかの事例を指摘することによって、問題の所在を示唆するにとどめたい⁽⁴⁾。

まず、モデルが受容されなかった例として、裁判官の選挙制がある。ポーランドがソ連モデルの影響をもっと強く受けた時代に制定された52年憲法は、裁判官（および人民参審員）の選挙制を定めていた。同時に、この規定に沿った裁判所構成法が制定されるまで、ソ連の最高会議幹部会に相当する国家評議会が過渡的に裁判官を任命することが認められていた。しかし、選挙制は遂に実現されることはなく、76年の憲法改正は23年にわたる「法的フィクション」に終止符を打って、国家評議会による任命という現実を憲法規範化したのである。そこには、選挙制が専門的判断を必要とする裁判官の人選には必ずしも相応しくなく、むしろローカルな利害や圧力を招き入れる恐れがあるという判断、民主的司法という「ドクトリン」よりも「生活経験」を重んじるという判断があったと考えられる⁽⁵⁾。さらにいえば、後述するような戦間期以来のキャリア裁判官制の伝統が、このような判断を背後で支えていた可能性がある。

ドクトリンと生活経験という文脈でいえば、参審制の修正を例にあげることができる。ソ連では、民事・刑事を問わず、第一審のすべての裁判（最高裁が第一審となる場合も含む）で、職業裁判官1名と人民参審員2名からなる参審制がとられていた。しかし、ペレストロイカ期になってようやく、参審制がまったく形骸化していたことが公然と批判され、陪審制や職業裁判官のみによる法廷構成を含めた多様化の道が追求されて、今日に至っている⁽⁶⁾。実際には形骸化していることを承知のうえで、裁判への人民参加という建前には合致する制度を問い直すことが、長いあいだ回避されてきたのである。これにたいしてポーランドでは、戦後徐々に導入された参審制が、50年以降、民事・刑事の第一審裁判でいったんは一般化されるが、あらゆる事件について一律に参審員を参加させることは合目的的ではないと見なされ、58年以降、簡易な事件では単独裁判官による審理を認める一方、とくに複雑な事件では職業裁判官3名、死刑の適用される可能性のある事件では職業裁判官2名と参審員3名というように、事件の性質に応じて裁判官構成を多様化する方向に向かった。労働=社会保険事件では、裁判所に専門部が設けられ、労働問題についての専門的知識を考慮して人選を行う参審制が採用された⁽⁷⁾。この間、形骸化論などを背景に、64年から3年間にわたって裁判官・参審員の意識調査を含む大規模な実態調査が行われている⁽⁸⁾。原則の形式的遵守を犠牲にしても、現実に応じたプラグマティックな対応を行おうとする態度を、少なくともこの論点にかんするかぎり見てとることができる。その結果かえって、参審制は今日の司法改革論において大きな論点となることなく維持されている。

伝統についていえば、ソ連と違ってポーランドの弁護士は、最高弁護士評議会という全国的指導機関とその機関誌とを持っていた。このような弁護士自治の伝統は、第二次大戦中もドイツ支配下の地下組織の形で連続性が維持されたことにも表現されている。ソ連と同様に職域が限定され、弁護士自治にたいして司法省の規制がかけられているなかで、このような伝統がどのような意味を持っていたかを「法曹の社会史」⁽⁹⁾の観点から分析することは、司法制度の研究にとって不可欠の課題である。

最後に、モデルの修正というよりもむしろ、それからの離脱と見ることができるのは、行政手続法典の改正および最高行政裁判所の設置による行政訴訟制度の導入（80年）と、憲法法廷の設置

による違憲審査制の導入(82~85年)である。当時の政治的条件とドクトリン上の枠組みのもとで、前者では政治的性格をもった事項を注意深く除外した限定列記主義、後者では国家権力の最高機関としての国会が制定した法律にたいする違憲判決についての最終的判断権の国会への留保(3分の2の特別多数による判決の拒否)という制約を伴ってはいたものの、いずれも89年に始まる抜本的な司法改革を先取りする重要な改革であった。行政訴訟制度導入の背景には、援用すべき伝統を戦間期に持ち、それを主張し続ける学界の潮流があったこと、違憲審査制の導入の背景には、80~81年に高揚した『連帯』運動によって統治の正統性にたいする決定的な挑戦を受けた政権側の政治判断があったこと、を指摘しておこう⁽¹⁰⁾。

経済システムについていえば、81年9月に制定された国有企業法・国有企業従業員集団自主管理法によって国有企業管理の3原則——自主性・自主管理・資金自己調達——がうちだされ、企業長と従業員評議会とのあいだの紛争、それらと設立機関・監督機関とのあいだの紛争の解決を裁判所に求める道が開かれたことが注目される⁽¹¹⁾。また、この改革に伴う計画システムにおける企業の自主性の強化は、計画履行の規律よりも経済単位の利益の保護を強調する方向にすでに向かっていた国家仲裁制度のいっそうの変化を促す可能性があったが⁽¹²⁾、それを待つことなく89年を迎えることになる。

3 体制転換と司法改革

ポーランドにおける政治・経済システムの質的な転換の決定的な転機となったのは、89年2月から4月にかけて、当時の政権側と『連帯』を中心とする反対派側とのあいだで行われた「円卓会議」である⁽¹³⁾。この点は、司法改革についても同様である。主として転換期における政治の枠組み——新設される大統領と議会との関係、議会選挙への反対派の参加の仕方——について妥協的解決が模索された政治改革問題についての作業部会のもとには、「法・裁判所改革」についての小部会が設けられ、独自に合意書の調印が行われている⁽¹⁴⁾。

小部会は、「裁判所の独立と裁判官の独立が、国家の適法的な機能と市民の権利・利益の保護にとって基本的な意義をもつ」という認識にもとづいて、①裁判官の身分保障(不解任の原則)の憲法規範化、②最高裁判官の任期制(5年)の廃止、③裁判官を任免するさいの、職務を適切に遂行する「保証 [rekojmia]」という要件の廃止、④三権の代表によって構成され、裁判官人事の問題について共同で決定する全国裁判評議会 [Krajowa Rada Sadownictwa、以下KRS]の設置、⑤裁判所長の人事の共同決定を含む、裁判官自治機関の権限の拡大、⑥県裁判所参与会構成員全体の裁判官総会による選出、⑦裁判所長の任期制の導入、⑧最高裁判所指針の制度の、裁判官の独立に抵触しない方向での修正、⑨違憲と見なす法令について憲法法院に法的質問を行う権限の裁判法廷への付与、⑩新たなカテゴリーの事件を裁判所の管轄とすること(例えば、結社の権利や経済紛争への拡大、最高行政裁判所の管轄の概括主義化)による、裁判を受ける権利の拡大、⑪参審員の直接選挙によるその地位の向上、⑫裁判官への事件の割当ての客観的な基準設定、⑬裁判官の社会的地位にふさわしい報酬の設定、という諸項目について合意した。このうち、①と④は、親部会である政治改革問題作業部会の合意書にも盛り込まれた。職務遂行の期間、裁判官の政党所属を停止すべきだとする反対派側の主張に政府側は同意せず、反対派側が、三権分立の帰結と

して検察機関を司法大臣に服属させることを求めたのにたいして、政府側は統治機構改革の一環として検討されるべきだとして態度を保留したという2点で意見の相違が残されたものの、反対派も含めて、統一労働者党政権が当面継続することを前提認識としていた「円卓会議」において、このように広範な合意が成立したことは注目される⁽⁴⁵⁾。

これらの合意は、国家評議会の廃止、大統領と上院の導入を骨子とする4月の憲法改正においてもわずかに考慮されたが、本格的には6月の議会選挙を経て成立した『連帯』主導のマゾヴィエツキ政府のもとで実行に移され、その後さらに、「円卓会議」合意の枠を超えた諸改革が順次進められていった。89年以降実現された司法改革は、次の3つの柱に整理することができよう。

第1は、裁判官の独立と裁判所の独立にかかわる諸改革である。

まず、89年12月に通常裁判所構成法等の改正が行われた⁽⁴⁶⁾。85年に制定された通常裁判所構成法⁽⁴⁷⁾によれば、裁判官は、司法大臣の提案により国家評議会が任命し解任することになっていた。これが、新設されるKRS⁽⁴⁸⁾の提案により大統領が任命することに改められた。「円卓会議」によって設置が合意されていたKRSは、裁判官の独立と裁判所の独立を擁護することを任務とし、最高裁長官、最高裁軍事部長、最高行政裁長官、最高裁判事2名、最高行政裁判事1名、通常裁判所判事9名⁽⁴⁹⁾、軍事裁判所判事1名、国会議員4名、上院議員2名、大統領によって指名された者1名および司法大臣によって構成される、任期4年の機関である。三権の代表からなるとはいえ、合計24名のうち裁判所代表が16名を占める司法権優位の機関である。選任すべき裁判官のポストが生まれた場合、当該裁判所の裁判官総会が原則として⁽⁵⁰⁾空きポストの2倍の数の候補者をKRSに提案し、KRSは候補者を1名に絞って大統領に提案する。大統領はKRSによって推薦された候補者の任命を拒否することもできなくはないが、そのような実例はない。このような手続は、最高裁などの裁判官についても同様である。

本人の同意なく裁判官を他のポストに任命し、または他の任地に異動させることはできないという原則は85年法でも定められていた。しかし、85年法によれば、国家評議会は、裁判官が職務を適切に遂行する「保証」を与えないときは司法大臣の提案にもとづいてこれを解任することができることになっていた。この「保証」という概念は、主として政権側から見た政治的信頼性を含意し、したがって裁判官の独立を脅かすものとして強く批判されていたものである。改正法は、大統領が裁判官を解任できる事由を、自ら辞任した場合、65歳を超えた場合⁽⁵¹⁾、病気と病気治療のための有給休暇のゆえに連続1年を超えて職務を遂行することができない場合、などに限定した。最高裁裁判官の任期制も廃止され、65歳という定年が等しく適用されることになった。「円卓会議」で合意の成立しなかった政党所属については、反対派の主張よりも厳しい政党所属と政治活動への参加の禁止が定められた。

地区裁判所を除く各裁判所には、所長のほか、裁判官総会と、総会によって互選される参与会[kolegium]という合議制の機関が置かれている。基層の地区裁判所には総会・参与会は置かれず、その裁判官の代表が県裁判所の全裁判官とともに県の総会を構成する(地区代表の総数は、県裁判官と同数)。このような裁判官自治制度は(構成原理に若干の違いはあるものの)85年法でも定められていた。問題は、通常裁判所の行政的活動にたいする監督権を持つ司法大臣との関係である。85年法では、裁判行政上は司法大臣に服属する地位にある県・地区裁判所の所長は、県裁

判所参与会の意見を聴取したのちに、司法大臣がこれを任命し解任することになっていた。改正法によれば、県裁判所所長には4年の任期がつけられ(連続3選禁止)、裁判官総会または司法大臣が推薦する候補者のなかから裁判官総会が選出した少なくとも2名の候補者のなかから司法大臣がこれを任命し、裁判官総会の同意を得てまたはその提案にもとづいて解任することになった。地区裁判所所長についても、おおむね同様な手続が採用された⁽²²⁾。

こうして、旧制度のもとで決定的な役割をはたしていた司法大臣の地位は大きく後退し、裁判官自治の役割が著しく強化されたのである。これにたいし、その結果として裁判所の活動の効率性が低下したとして、司法大臣の権限を回復する巻き返しが行われた。すなわち、93年5月の改正⁽²³⁾により、従来は裁判官総会が裁判官定数を定めていたのにたいし、司法大臣に各裁判所の空きポストの数を定める権限が与えられた。また、裁判官総会が選出した裁判官候補者は司法大臣をつうじてKRSに提出され、そのさい大臣は候補者について自己の意見を述べることができるだけでなく、参与会の同意を得て自分自身の候補者を提出することもできることになった。これは、裁判官総会によって選ばれることの困難な、裁判官以外の職業からの人選を可能にすることを意図したものであった⁽²⁴⁾。さらに、所長人事について、裁判官総会の意見を聴取したのちに司法大臣が任命する、ただし裁判官総会は3分の2の多数で拒否権を行使することができる、とされた。しかし、この3分の2という要件は94年6月の改正⁽²⁵⁾によって外されるなど、所長人事をめぐる司法省と裁判官自治との綱引きは止むことがなく、のちに見るように、今日まで大きな争点であり続けている。

なお、89年4月に大統領職が導入されることによって、旧システムの統治機構原理である権力統制制が崩れ始めたが、92年10月に統治機構に限定して制定された暫定憲法(通称「小憲法」)によって、「裁判権」概念が明記され、権力分立の原則が最終的に確立した。「円卓会議」において、権力分立の原則に適合させるために反対派が要求し、政権側が留保していた検察機関の司法大臣への服属は、89年12月の憲法改正によっていち早く実現され、司法大臣が検事総長を兼ねるという戦間期のモデルに復帰している。

第2は、「円卓会議」の合意がわずか1項目に収めていた裁判所の管轄の拡大である。

「円卓会議」の経済改革についての合意は、市場関係を発展させ、中央計画化は経済的手段によって実現される国家の経済政策という意味においてのみ残されるという、決定的な市場経済化の方向をうちだしたが、これを受けて、89年5月の法律⁽²⁶⁾により、国家経済仲裁委員会制度が廃止され、経済事件は県裁判所と県庁所在地の地区裁判所に新たに設けられる特別の部(経済裁判所)の管轄に移されることになった。経済事件とは、国有企業の機関のあいだの事件、国有企業とその設立機関・監督機関とのあいだの事件のように、81年以来裁判所の管轄となっていたもののほか、経済活動を実施する経済主体間の民事関係から生ずる事件をはじめ、会社関係の事件、経済主体にたいする環境関係の事件、独占防止についての規定にもとづく事件、破産法・和議法にもとづく事件、などを広く指している。

計画経済と結びついた国家仲裁制度の廃止と関連して、弁護士と法律顧問[radca prawny]という2つの法律職の関係をどのように整序するかという問題が発生した。法律顧問というのは、国家またはその他の公的機関のかかわる財産事件の法的代理人として戦間期に設けられたことに起

源を持ち、第二次大戦後の社会主義時代には、ソ連と同様に、主として国有企業など社会化された経済単位に雇用されて仲裁手続などに参加するという役割をはたしてきたもので、弁護士とは明確に区別され、独自の自治組織と養成制度を持つ法律専門職として機能してきた。その基本的属性は、個人を少なくとも一方の当事者とする事件を扱ってきた自由業の弁護士とは違って、何らかの組織との雇用関係に立ち、経済事件に限定された職域をもつということであった。ところが、国家仲裁制度が廃止され、経済事件が裁判所の管轄に移されると間もなく、弁護士制度と法律顧問制度とを一本化する構想が現われてきたのである。これは、法律顧問側の職域拡大の要求を反映したものであると同時に、市場経済化にともなう弁護士需要の拡大に備えようとするものであったと言えよう。これにたいして弁護士会側は、両者がまったく異なる伝統とエトスをもつ別個の専門職であることを強調し、また、法律顧問が弁護士よりもかなり数が多いことから、一本化構想にたいして強く抵抗した⁽²⁷⁾。結局この問題は、97年5月の弁護士法と法律顧問法の改正⁽²⁸⁾により次のような妥協的な決着が与えられ、今日に至っている。すなわち、弁護士と法律顧問の役割については「法的援助の供与、とりわけ法的助言の提供、法的意見の作成、法的文書案の起草ならびに裁判所および官庁における発言」という同一の定式が与えられ、法的援助の対象も等しく「自然人、経済主体および組織単位」(法律顧問は「経済主体、組織単位および自然人」と規定されているものの、法律顧問の職域からは家族・後見事件と刑事事件が除外される一方、弁護士については、職域は無限定であるが労働関係を結ぶことはできない、とされている。一定の接近は図られたものの、両制度の独自性は維持されたのである⁽²⁹⁾。

さて次に、90年3～5月の地方自治関連法の制定と行政手続法典の改正⁽³⁰⁾により、最高行政裁判所への出訴事項が、限定列記主義から概括主義へ改められるとともに、同裁判所の管轄が地方自治機関の決定、地方自治体と政府行政との権限紛争へと広げられた。さらに、95年の新最高行政裁判所法⁽³¹⁾により、管轄が行政的決定〔decyzje administracyjne〕以外の法形式によるものにも拡大され、原則として行政のあらゆる活動が、裁判的統制の対象とされるに至った⁽³²⁾。

さらに、刑事事件の領域では、97年6月に制定された新刑事訴訟法典⁽³³⁾によって、勾留の決定権限を検察官から裁判所に移すという、80年代はじめ以来の懸案が実現された。また、ポーランドでは、フランス・ドイツ・オーストリア等の大陸法諸国と同様に、犯罪と区別された軽微な法違反である秩序違反〔wykroczenia〕にかんする法制が、実体的にも手続的にも刑事法とは別個の法体系をなしてきた。ただし、改革の積み重ねをつうじて手続は次第に裁判制度に接近してきており、現在では、地区裁判所のもとに、末端の地方自治機関であるグミナ評議会によって選出される1つまたは複数の秩序違反委員会が第一審として置かれ、その決定に不服な場合、当事者は地区裁に上訴するか、裁判手続に移行するよう求めることができることになっている。しかし、この制度も、97年10月に施行された新憲法により、4年間の移行期間ののちに裁判所制度に吸収されることになっている。

こうして、ポーランドの裁判所は、「収縮した裁判」という刻印を完全に払拭し、少なくとも制度的には、紛争の法的解決における文字どおり中核的な制度となるに至ったのである。

第3は、裁判所体系と審級制度の改革である。90年7月の法律⁽³⁴⁾によって、県裁判所を第一審とする事件の上訴審として控訴裁判所が設置された。これによって、名称は異なるものの、戦間

期と同様に、地区裁判所・県裁判所・控訴裁判所という3段階の通常裁判所のうに最高裁が乗るという裁判所体系に変化した(99年1月からは、49の県を16の広域県に再編成する地方制度改革が実施されたのに伴って、県裁判所は管区裁判所に改称された⁽³⁵⁾)。そのうえで、刑事訴訟は96年1月から⁽³⁶⁾、民事訴訟は96年7月から⁽³⁷⁾、従来の二審制に変更が加えられた。従来は再審理〔rewizja〕と呼ばれる第二審で判決に効力が生じ、その判決にたいしては、当事者ではなく司法大臣(=検事総長)・最高裁長官・市民の権利弁務官(オンブズマン)のみが最高裁に特別再審理⁽³⁸⁾を求める権限をもつという、ソ連の監督審に類似した制度がとられていた。これにたいして、再審理は控訴〔apelacja〕と改称されるとともに、控訴審判決にたいしては当事者が上訴することができるようになった(破毀審〔kasacja〕と呼ばれる)。また、行政訴訟は、80年以来、最高行政裁判所のみの一審制がとられてきたが、97年憲法が裁判手続は少なくとも二審制であると定めたため、憲法施行から5年以内に二審制に移行することになっている。

なお、新憲法は、違憲審査制にも新しい段階をもたらした。すでに述べたように、ポーランドの憲法法廷は、権力統制のドクトリンが生きていた時代に先駆的に設置されたがゆえに、国家権力の最高機関である国会の制定した法律の違憲判決にたいしては国会が3分の2の特別多数でこれを覆すことができるという制約が課され、それが89年以降も維持されていた。これにたいし97年憲法は、憲法法廷の判決が最終的なものであることを遂に認めたのである。また、市民に提訴権を認める憲法訴願制度も導入され、裁判を受ける権利はこの面でも拡張された⁽³⁹⁾。

4 改革された司法の危機 — 制度的拡大と司法の容量との緊張

このように、広範囲にわたる改革を経てきたポーランドの司法は、今日、大きな困難に直面している。「危機」という言葉さえしばしば聞かれる。そのことを示す指標のひとつが、裁判所を見る世論の眼である。

世論調査センターCBOSによれば、裁判所の活動を肯定的に評価する者は96年の約40%から2001年1月には21%に半減し、否定的に評価する者は30%強から64%にまで増加した。人口50万人以上の大都市をとれば、この数字は15%と76%というように、さらに顕著なものとなる。とくに、ここ1~2年の信頼の低下は著しい⁽⁴⁰⁾。もちろん、裁判所にたいする世論の評価の視点は、さまざまである。例えば、「凶悪な犯罪者」にたいする判決が「寛大すぎる」、「被害者よりも加害者の方が大事にされている」と受け止められれば、そのことが裁判所への非難の理由となりうるし、自分の事件に敗訴した者も、その原因を裁判所自体のなかに探し求めようとするかもしれない。にもかかわらず、このような数字が、司法が現実を抱えている問題を映し出していることは否定できない。最大の問題は、前述したような裁判所の管轄の急速な拡がりに対応した事件数の増大と裁判所の容量とのギャップ、そこから生まれる訴訟遅延である。

司法省の統計によれば、90年には、すべてのカテゴリーの事件を合計した新受件数が238.9万件、前年から引き継いだ未処理事件数が37.8万件で、合計276.7万件の要処理事件を抱えていたのにたいし、99年には、新受件数は661.4万件、未処理事件数は189.4万件、要処理事件数は850.8万件に増加した。新受件数は2.8倍であるが、未処理事件数は5.0倍に達し、結果として要処理事件数は3.1倍となったのである。とりわけ、家族・労働・社会保険・経済事件を除く一般民事事件は7倍

に増え、全体に占める割合は20.9%から53.4%となった。一方、刑事事件が全体に占める割合は19.4%から13.3%に減少したものの、事件数は1.9倍に増えている。事件数そのものの増加に、関連するさまざまな事務量の増加を加えれば、裁判所にかけられた負荷の大きさは明らかである⁽⁴¹⁾。それによつて、通常裁判所の裁判官は93年の4839人(判事補を含めて5496人)⁽⁴²⁾から99年の6957人(7764人)⁽⁴³⁾へと約1.4倍に増えたにとどまる(総人口は3865万人)。訴訟遅延の全般的状況についての正確なデータはないが、事件の集中している大都市、とりわけワルシャワ市で著しい。ここでは、地区裁判所に滞っている事件は1万6000件近くに達し⁽⁴⁴⁾、刑事事件の公判が開始されるまで3年も待つことさえあるという。

そのようななかで、2000年はじめに、旧公安警察文書の廃棄事件や大規模なアルコール密輸事件などの職務犯罪・経済犯罪が、時効⁽⁴⁵⁾のため手続打ち切りになるという事態が発生した。これらは氷山の一角にすぎず、例えば数百件もの事件を抱えている裁判官が、簡単な事件から先に処理しようとして後回しにしているうちに視野から見失ってしまうという形で無数に生じているが⁽⁴⁶⁾、そうした状況が、マスメディアが大々的に報道するまでは見過ごされていたのである。これによつて司法省は、過密な裁判所からより事件数の少ない裁判所へ移送する権限を司法大臣に与えるという緊急策を提案した。しかし、KRSは、状況が危機的であることを認めたとうえで、裁判官の独立を脅かすものとして司法省提案を批判し、司法省が事態を把握してこなかったこと自体が問題であり、現行法の枠内で可能な手段で、事件処理状況に直接に責任を負っている所長などに働きかけるという対処策を試み、事件の移送や裁判官の派遣もあくまで裁判所自身(控訴裁)の決定に委ねるべきである、という態度をとった⁽⁴⁷⁾。

KRSをはじめとする裁判官側が強調するのはむしろ、このような事態の背後にある裁判所の活動条件の劣悪さ、それを許している財政的資源投入の不足である。ヘルシンキ人権財団が98年に公表した調査報告書によれば、大部分の地区裁判所は大規模な修理の必要な建物で仕事をしており、法廷が不足し、あっても狭く、換気装置がなく、裁判官のための部屋や記録の保管場所も不足し(記録は、しばしばきのこの生えたような場所に保管されている)、法典や官報や、裁判官のための鎖(法廷で首から下げる裁判官のシンボル)すらない。電話も足りず、ファックスのあるのは6%で、70%の裁判所にはコンピュータがひとつもない。仕事の基本的な道具となっているのは、あいも変わらずボールペンとタイプライターである⁽⁴⁸⁾。他の法律職と比べて裁判官の俸給は低く(裁判官以外の裁判所職員の賃金はいっそう貧弱である)、有能で、進取の気性に富み、自主的に考える裁判官は他の法律職に移ってゆく傾向がある。多くの者にとって裁判所の仕事は、他の法律職に移ることを容易にする経験を獲得するための腰かけになっているのだという⁽⁴⁹⁾。

裁判所予算の増額の必要性そのものは、誰も否定しない。しかし、この点での状況の抜本的な打開が困難ななかで、一部の政治家や司法省は、むしろ裁判官集団のあり方の中に問題解決にたいする助けを見出そうとする傾向を示している。与党・連帯選挙行動[AWS]に所属する有力政治家である国会行政=内務委員長のロキタは、ポーランドの公的生活全般に広がる汚職・腐敗との闘争を利害関係のある集団が妨げている、という主張の一環として司法界をもとりあげ、次のように語っている。「検察と司法は、組織的・道徳的な点で嘆かわしい状態にある。賄賂を取ることがはっきりしている裁判官でも、事件の遂行から排除することはできない。」「検察官が収賄

裁判官にたいしてなすすべがない場合がある。なぜなら、裁判官集団 [korporacja] がみごとに組織され、連帯しているからだ。同僚を司直の手に委ねることにたいして、彼の同僚裁判官から同意を取りつけることは、きわめて難しい」⁽⁵⁰⁾。ここで示唆されているのは、訴訟遅延よりも深刻なのは裁判所の腐敗である、いや、訴訟遅延の結果としての時効も、買収され腐敗した裁判官が故意に行っている可能性すらあり、そのような裁判官を仲間うちで庇いあうというのが裁判所の体質なのだ、という読み筋である。これにたいしてKRSは、裁判官を攻撃する公人のこのような言説が、裁判所と裁判官の威信を引き下げることによって、犯罪者らの攻撃的態度を助長する可能性がある⁽⁵¹⁾。しかし、司法大臣スホツカもまた、裁判官自治は尊重すべきものだとしたうえで、そのためには裁判官集団が自浄能力を持っていることが前提であるのに、一部の所長は誤って理解された同僚関係の名のもとに「裁判官自治の人質」となっている、このような状況にたいし、残念ながら現行法のもとで司法大臣にできることは限られているのだ、と述べていた⁽⁵²⁾。2000年1月に政府が提出した新通常裁判所構成法案⁽⁵³⁾は、こうした認識をひとつの背景にしたものであった。

5 新通常裁判所構成法案をめぐる論争

法案には多岐にわたる新機軸が含まれているが、とくに論争的なのは次の諸点である。

第1は、ほかならぬ司法大臣の役割の強化である。現行法はすでに、「判決の分野」における通常裁判所の活動にたいする最高裁の監督とは区別された、通常裁判所の「行政的活動」にたいする「上級の監督」を司法大臣の権限として位置づけているが、提案理由書の総論部分は、この大臣の司法行政権を根拠づけることにほとんど費やされている。ひとことでいえば、権力分立の原則とは三権の分立と均衡を意味するのであり、司法行政の実施と通常裁判所行政にたいする監督における基本的な役割が執行権の代表としての司法大臣に振りあてられる、という戦間期以来のポーランドの伝統を疑問視する合理的な根拠は存在しないというのであるが、このことの強調は、単なる現状維持ではなく、裁判官自治の犠牲のうえに司法大臣の権限を強化する方向に沿った諸提案と結びつけられている。

まず、裁判所行政における所長の地位を強化し、その所長の人選にたいする大臣の権限を強化する。すなわち、管区裁・控訴裁の所長の任期を、長期的行動計画を実施することを可能にするとともに、上司として裁判官から独立しているという意識を強めるために7年(地区裁所長は3年半)に延長したうえで(連続再任は不可)、裁判官総会によって選ばれた2名の候補者のなかから司法大臣が任命するという90年段階のシステムに戻す。ただし、候補者を選出するために裁判官総会に与えられる期間は1ヶ月とされ、この期間内に選出されない場合は、上級裁判所の参与会と所長の意見を聴取したうえで⁽⁵⁴⁾、大臣自らの判断にもとづいて任命する。同時に、3度にわたる注意にもかかわらず課された職務をしかるべく遂行しないときは、参与会および上級裁判所長の意見を聴取したうえで、所長を解任することができる、という制度を新たに導入する。

次に、裁判官の人事は次のような手続に改める。ある裁判所に空席が生じたとき、司法大臣が公募を行う。応募は控訴裁または管区裁所長あてに行われる。当該裁判所の裁判官総会は応募者にたいする評価を投票で行い、候補者を絞ることなく、すべての応募者について票数を付し、司

法大臣をつうじてKRSに送付する。そのさい司法大臣は、各応募者について自己の意見を付すことができるだけでなく、当該裁判所参与会の意見を聴取したうえで、自らの候補者を推薦することもできる。KRSは、これらの意見に拘束されることなく候補者を1名に絞り、大統領に提案することになる。大統領が任命するさい、現在は裁判官という官職〔urząd〕、ポスト〔stanowisko〕および任地〔miejsce służbowe〕の指定を同時に行っているが、官職への任命のみを大統領の権限とし、ポスト・任地は司法大臣が指定することに改める。したがって、KRSが現職裁判官を選出した場合は、大統領を経由することなく、司法大臣がポスト・任地を指定することになる。ただし、ポスト・任地を変更するときは、法定事由のある場合を除き本人の同意を得なければならない点は従来どおりである。

第2は、2011年1月1日から広義の「法曹一元制」(ないし裁判官の給源の多様化)に移行するという大改革である。

ポーランドでは戦間期以来、伝統的にキャリア裁判官制度がとられてきた。現在では、高等法学教育修了後、控訴裁所長の実施する競争選抜を経て裁判修習生〔aplikant sądowy〕となり、2年半後に裁判官試験を受け、合格したら司法大臣によって、まず判事補〔asesor sądowy〕に任命される。判事補の期間は最長3年で、この間、地区裁判所で裁判官としての活動を行わせることができる。また、検察修習生となり、検察官試験を経て検事補または判事補になるというコースもある。そして、このような判事補または検事補を少なくとも2年務めた者のなかから、前述したような裁判官総会→KRS→大統領という手続で任命されることになる。最低年齢は27歳である。以上のような基本的なコースのほか、法学教授および教授資格をもつ法学博士、少なくとも3年の経歴をもつ弁護士および法律顧問、公証人などにも、修習、試験、判事補・検事補を経ることなく裁判官になる道が開かれているが、実際には副次的なコースにすぎない。

これにたいして、法案によれば、2011年1月1日から、裁判官職に就くことができるのは、35歳以上で、任命の直前に検察官・弁護士・法律顧問・公証人を少なくとも3年務めていた者、または法学教授もしくは教授資格をもつ法学博士となる。ただし、公判期日の指定、喚問すべき者への指示、文書の入手など、これまでは裁判官自身がその約40%の時間を費やして行ってきた補助的仕事を担当させ、裁判官を事件処理に集中させる⁽⁵⁵⁾ことを狙って、1年の実習ののち裁判所長によって採用される裁判官助手〔asystent sędziego〕という職務が新設され、裁判官助手を10年⁽⁵⁶⁾務めれば地区裁の裁判官になることができる(35歳の年齢要件は同様に適用される)。2010年末までの移行期間には、裁判官の年齢資格を現行の27歳から30歳に、必要な判事補・検事補の経歴を2年から3年に引き上げる、とされている。

裁判官職を「法律的職業の真の王位」(提案理由書)とすることを標榜したこのような改革は、刑事事件であれば「非常に経験のある弁護士、中度に経験のある検察官の前に、人生で初めて職業生活に入ったハナ垂れ小僧の判事補が立っている。彼にはいかなる人生経験もない。権威者たちのプレッシャーに晒されるか、簡単に『混乱』させられてしまう」⁽⁵⁷⁾といった状況を克服し、民事事件であれば、市場経済化にともなって生まれた新しいタイプの経済事件に対処する力量をもった裁判官を配置する必要性⁽⁵⁸⁾に応えようとして構想されたものであった。

第3は、一種の簡易裁判所として市裁判所〔sady grodzkie〕を設置するという裁判所体系の改

革である。全国に約400設けられる予定の市裁判所は、地区裁判所(約200~240。98年現在では292)の部として位置づけられ、簡素化された手続で軽微な民事・刑事事件の第一審裁判を扱うことになる⁽⁵⁹⁾。司法省の説明によれば、民事では、訴えを所定の記入用紙に記入させ、コンピュータ処理することが計画されている。訴訟資料の自由な評価の幅が広がるため、経験のある裁判官を配置する、という。民事訴訟法典改正案によれば、扱われるのは5000ズウォティ(約1250米ドル)以下の事件であり、これは現在地区裁判所が扱っている事件の約75%にあたとされる⁽⁶⁰⁾。

第4は、裁判所予算の組み方の問題である。98年に制定された財政法は裁判権の予算自治を謳いながら、それが適用されるのを最高裁・最高行政裁・憲法法院に限っている。これらの機関は独自に予算案を作成する権限を持ち、それらの予算案は財務大臣をつうじてそのまま国家予算案に組み込まれることになっているのにたいして、通常裁判所にはそのような保障がない。そこで法案は、このような不整合を解消するためとして、各級裁判所が下から積み上げた予算案にもとづいて、KRSが通常裁判所収支計画案を作成するよう司法大臣に提案し、司法大臣が計画案を財務大臣に提出する、という手続を提案している。裁判所予算の処分権者は、引き続き司法大臣とされている。

さて、新裁判所構成法案については、事前にKRSの見解が求められ、それを踏まえた多くの修正が加えられたうえで国会に提出されている。しかし、KRSは、修習制度・判事補制度をやめ、法曹一元制を導入するという点、大統領による裁判官職への任命と司法大臣によるポスト・任地の指定とを区別する点、裁判所予算案の編成手続などについては、同意を与えなかった⁽⁶¹⁾。法曹一元制にたいする異論は、このような制度のもとで、とくに下級裁判所における人材を確保する現実的可能性は乏しい、という点にあった。移行期のあいだに裁判官の報酬を改善することがめざされているとはいえ、弁護士や法律顧問としてのキャリアを積んだ優秀な人材を裁判所に惹きつけることは困難だと見なされたのである⁽⁶²⁾。予算問題についてKRSは、国会司法=人権委員会が提出した新KRS法案⁽⁶³⁾の立場に支持を与えた。この法案では、KRS自身が通常裁判所の収支案を採択する権限を持ち、それが財務大臣をつうじて国家予算案に組み込まれるという、最高裁などと類似した予算自治権を通常裁判所に保障することがめざされている。ただし、裁判所予算の執行者としての司法大臣の役割を認めている点で、妥協的なものとされる(提案理由書)。妥協的というのは、ハンガリーにおいて97年に導入された制度では、最高裁長官が議長を務める全国裁判評議会が裁判所行政の領域における権限を集中し、裁判所予算案を採択するだけでなく、予算の処分権や裁判所長の任命権をも持っているからである⁽⁶⁴⁾。当時の司法相スホツカは、ハンガリー=モデルは欧州連合のいかなる国にも存在しないユニークなものであるが、裁判官代表機関として裁判官の独立を守るという憲法上の役割を与えられているKRSを、純粹に行政的な官僚的機関に転化してしまうものであって受け入れられない、と述べている⁽⁶⁵⁾。KRS自身も、同様の理由でハンガリー=モデルの採用には踏み切れないようである⁽⁶⁶⁾。

裁判官の任意団体「ユスティチア」⁽⁶⁷⁾も、政府法案のいくつかの論点について、批判的な見解を示している。「ユスティチア」の批判は何よりも、裁判官自治を縮減する上記のような諸提案に向けられ、例えば、所長が裁判官集団の「人質」となっているというのなら、裁判官自治の影響を排除して任命される所長は大臣の指令の忠実な執行者になるだろうとでもいうのかと反問しつつ、司

法大臣の提案する候補者に裁判官総会が拒否権を持つという制度のほうが好ましく、司法省が危惧するような濫用の恐れもない、としている。予算についてもKRSに権限を集中する方向を支持し、裁判官は「官吏」ではないのだから、その俸給が執行権（財務大臣）の決定に依存する状態をやめ、最高裁判官の俸給または国会議員の歳費に連動させるシステムを導入すること主張している。また、法曹一元制については、十数名の経験ある裁判官のもとで理論と実務の訓練を行う現行制度は、十数年間の弁護士または検察官の実務経験、ましてや法律顧問や公証人の実務経験によっては代えられないとし、戦間期以来の「よき伝統」と断絶してアングロ=サクソンのモデルに道を求めるのではなく、キャリア裁判官制度を軸としつつ修習期間を延ばす方向で改革することを構想している。ここで強調されているのは、「決定を採択する能力と勇氣、誠実さ、率直さ」という固有の資質によって特徴づけられた裁判官像である⁽⁶⁸⁾。

軽微な事件における手続の簡素化と結びつけて市裁判所を設けるという方向自体には、これといった異論は見られない。しかし、前政府時代の司法相クビツキは、裁判所を市民に近づける市裁判所問題の重要性を強調しつつ（例えば、消費者保護をアクセスしにくい裁判所に求めることを市民はあきらめている、という）、戦間期には500以上の市裁判所があり、現在375ある秩序違反事件委員会が廃止されて裁判所の管轄に移されることを考えると、政府案は問題解決にはならず、管区裁判所に上訴が殺到するという新たな問題も予想されると批判している。クビツキの代案は、市裁判所を（地区裁の部ではなく）裁判所体系上独自の段階として位置づけ、同一裁判所の内部に上訴システムを設けるというものであるが、財政的な困難があるからといって中途半端な制度にするよりは、より適切な制度に段階的に移行するほうがよい、と主張している⁽⁶⁹⁾。

政府案についての議会審議は、KRS法案と合わせて2000年3月に始まった。両法案は司法=人權委員会に付託され⁽⁷⁰⁾、同委員会によって法曹界の見解の聴取が行われた結果、政府は、2000年12月に自ら修正案を提出した⁽⁷¹⁾。そこでは、①法曹一元制を撤回⁽⁷²⁾し、キャリア裁判官制度を軸とするコースに立ち戻りつつ、判事補の期間を最高4年に延長する一方、裁判官資格を得るために必要な裁判官助手の経歴を10年から6年に短縮し、最低年齢を現在の27歳から29歳に引き上げる、としているのをはじめ、②裁判官候補に絞りをかける裁判官総会の権限は引き続き否定しつつ、独自候補を推薦する司法大臣の権限は削除する、③大統領が任命と同時にポスト・任地を指示する制度を維持する、④裁判官総会が所長候補を推薦する期間を2ヶ月に延長する、⑤所長の任期を6年に短縮するとともに連続再任禁止規定を外すなど、裁判官側の主張がある程度取り入れられている。しかし、改革の最終的なゆくえは、まだ明らかではない。

おわりに

筆者は先に、司法制度のソ連モデルを「収縮した司法」と裁判官の依存性として特徴づけた。その姿は、制度的に見れば、今日の日本の司法とは大きく異なる。しかし、機能的に見たらどうであろうか。制度は存在するが間口の狭い行政訴訟、行政的規制と長期的取引慣行のもとでの企業間紛争の潜在化、司法消極主義と評される違憲審査制の運用など、「小さな司法」と呼ばれるそのあり方は、司法の機能的収縮と呼ぶに相応しいものではないであろうか。ソ連の地方権力と日本の司法官僚制というように、裁判官の独立を脅かす構造こそ異なっているものの、標榜されてい

る裁判官の独立が大きな問題を抱えているという限りでは、また、司法（権）が立法・行政を効果的に統制できていないという限りでは、両者は共通の問題性を孕んでいると見ることもできる。最高裁総会の指導的説明という公式の制度は、日本における裁判官会同をつずる判決の非公式な統制を想起させるし、有罪率99.9%を誇る日本の刑事司法とソ連のそれは多くの点で重なって見える、というのが筆者の判断である⁽⁷³⁾。もちろん制度原則の違いを過少評価すべきではないが、それのみに目を奪われるべきでもない。

このようなソ連モデルを修正しつつも受容したポーランドは、80年代はじめの改革を皮切りに、89年を決定的な転機として、「収縮した司法」を制度的には完全に脱却した。司法制度改革審議会の考える司法改革のもっとも重要なモチーフである規制緩和の受け皿としての司法という論理は、脱計画経済＝市場経済化にともなう紛争解決の司法化というポスト社会主義の文脈と相似的である。しかし、ポスト社会主義においては、行政訴訟と憲法訴訟の確立によって権力を法的に統制することを核心とする「法治国家」化という（司法制度改革審議会においては後景に退けられている）もうひとつの文脈も、これに劣らない重要性が付与されていることに注目しなければならない。

制度的に拡張した司法が事件数の増大という形で機能的にも拡張し、そのことが司法の容量とのあいだで深刻な摩擦を引き起こしているという問題状況も、ある面では日本の状況とすでに相似的であり、ある面ではその先取りである。しかし、そのような問題状況への対応として、職権主義の強化や紛争解決の非司法化（ADR）という選択肢が大きな位置を占めることは、紛争解決の司法化と当事者主義の強化への道を歩み始めたばかりのポスト社会主義の文脈では、少なくとも当面はありそうもない⁽⁷⁴⁾。問題はむしろ、裁判制度の枠内で、手厚い財政的保障によって司法の容量を大きくする方向と、各種の合理化や簡素化によって効率性を高めようとする方向とのせめぎ合いとなって現われている。

そのさいポーランドでは、専門的法律家集団としての裁判官のあり方が焦点となっている。ある種の法曹一元制の構想を押し戻したキャリア裁判官制の伝統は、日本の司法改革論における裁判所（最高裁）の立場を想起させる。しかし、ポーランドのキャリア裁判官制が、裁判の合理化論にとって障害と映るほどの裁判官自治の実質と、それにふさわしいエートスを確保することを目的とする裁判官の自由な結社活動を伴っていることをも見逃すべきではないであろう。

注

- (1) 例えば、民主主義科学者協会法律部会編『だれのための「司法改革」か——「司法制度改革審議会中間報告」の批判的検討』日本評論社、2001年。
- (2) 同上書収録の資料、265頁。
- (3) 憲法は「裁判官は独立であり、法律にのみ従う」と定めていたが、このことは裁判官が法律に従わなければならないこと、つまりその憲法適合性を問題にすることはできないということを含意していた。
- (4) 分割時代を含めてローマ法的法文化の洗礼を受けたポーランドとは異なる法文化的背景のもとで、一時期、同じくソ連モデルの影響を受けた中国の事例も、同様な観点から検討されるべきであろう。
- (5) Cf. W. Sokolewicz, *Konstytucja PRL po zmianach z 1976 r.*, Warszawa, 1978, s. 204~207.
- (6) 小森田『ソビエト裁判紀行』ナウカ、1992年、225~230頁を参照。

- (7) Cf. Z. Salwa, *Prawo pracy*, Olsztyn, 1994, s. 306.
- (8) S. Zawadzki i L. Kubicki (red.), *Udział ławników w postępowaniu karnym*, Warszawa, 1997. 同種の調査は、86年と93年にも実施されている (cf. A. Siemaszki (red.), *Ławnicy*, Warszawa, 1994, s. 13).
- (9) ネット期のソ連については、高橋一彦「ネット期のソヴィエト弁護士 一九二二～二七」神戸市外国語大学外国学研究所『研究年報』第32号、1995年を参照。
- (10) 小森田「ポーランドにおけるオンブズマンの誕生 (一)」『社会科学研究』第45巻6号、1994年、65～98頁、同「ポーランドの憲法廷 —— 一周おくれたトップランナー?」『法律時報』第69巻3号、1997年を参照。
- (11) 「ポーランド国有企業についての法律/同国有企業従業員集団の自主管理についての法律」『ジュリスト』第757号、1982年 (小森田訳・解説) を参照。
- (12) Cf. M. Tyczka, *Arbitraż i postępowanie arbitrażowe*, Warszawa, 1985, s. 25.
- (13) 「円卓会議」については、さしあたり小森田「社会主義と『政治的多元主義』 —— ポーランドの選択」長谷川正安他編『講座・革命と法』第2巻『フランス人権宣言と社会主義』、日本評論社、1989年、261～271頁を参照。
- (14) *Porozumienia Okrągłego Stołu*, Olsztyn, 1989, s. 59～69. 反対派側を代表して小部会の共同議長となったストシエムボシは、のちに最高裁長官となる。
- (15) これにたいして、小部会のもうひとつの課題であった刑法改正については、合意の幅は限られていた。
- (16) Dz. U. z 1989 r. Nr 73, poz. 436.
- (17) Dz. U. z 1985 r. Nr 31, poz. 137.
- (18) Dz. U. z 1989 r. Nr 73, poz. 435.
- (19) のちに控訴裁判所が設置されたのにもない、11名となる。
- (20) 地区裁判所裁判官の場合、または他に適切な裁判官がない場合は、1名の候補者を推薦することができる。
- (21) KRSは、所長の発議または本人の申し出により、70歳まで延長することに同意することができる。
- (22) 最高裁長官は、最高裁裁判官のなかから、大統領の提案にもとづいて国会が任命する。このような事手続は97年憲法によって改められ、最高裁裁判官総会によって提案された候補者のなかから、6年の任期で大統領が任命することになった (第183条3項)。
- (23) Dz. U. z 1993 r. Nr 47, poz. 213.
- (24) Sejm RP. I kadencja, Druk nr 138.
- (25) Dz. U. z 1994 r. Nr 91, poz. 421.
- (26) Dz. U. z 1989 r. Nr 33, poz. 175.
- (27) 91年1月に国会に提出された弁護士法案にたいする最高弁護士評議会幹部会の見解その他を収録した弁護士会の機関誌 *Palestra*, Nr 1-2, 1991 を参照。
- (28) Dz. U. z 1997 r. Nr 75, poz. 471.
- (29) 弁護士の数は、90年の6902名から98年の7153名まで微増したにすぎない (cf. Główny Urząd Statystyczny, *Rocznik statystyczny 1999*, Warszawa, s. 91)。法律顧問は98年には20,197名で、95年から約1000名増えている (http://sopot.lex.pl/~krrp_warszawa/sprawozdanie.html)。ある論者によれば、財政的制約のもとにある裁判官・検察官は別として、法律専門職のなかで目立って増えているのは、自治組織が修習生の訓練から著しい収入を得ることのできる法律顧問だけであり、弁護士 (および公証人) の場合は、市場競争への恐れと独特のネポティズムによって、人員増加が抑えられてきたという (cf. A. Kijowski, *Sytuacja prawna aplikanta ze zbiorem przepisów*, Poznań, 1998, s. 13)。弁護士と法

律顧問との関係は、別個の検討課題である。

- (30) Dz. U. z 1990 r. Nr 34, poz. 201.
- (31) Dz. U. z 1995 r. Nr 74, poz. 368.
- (32) Cf. R. Hausner, Dziesięciolecie przekształceń ustrojowych Naczelnego Sądu Administracyjnego i jego orzecznictwa, *Samorząd Terytorialny*, Nr 1–2, 2000, s. 32.
- (33) Dz. U. z 1997 r. Nr 89, poz. 555.
- (34) Dz. U. z 1990 r. Nr 53, poz. 306.
- (35) Dz. U. z 1998 r. Nr 160, poz. 1004.
- (36) Dz. U. z 1995 r. Nr 89, poz. 443.
- (37) Dz. U. z 1996 r. Nr 43, poz. 189.
- (38) 筆者はかつて、rewizja nadzwyczajnaを「非常上告」と訳したこともある。どれがもっとも適切な訳語か、今後も検討を重ねたい。
- (39) 小森田「ポーランドにおける議会・違憲審査制・レフェレンダム」『法律時報』第69巻11号、1997年、90～91頁を参照。
- (40) Centrum Badania Opinii Społecznej. Komunikat z badań, *Oceny organów podzadku i wymiaru sprawiedliwości*, BS/22/2001.
- (41) Cf. Ministerstwo Sprawiedliwości, *Informacja statystyczna o działalności wymiaru sprawiedliwości w 1999 r.*, Warszawa, 2000, s. 25～27. 裁判所への批判にもかかわらず民事を中心に事件数が増えているということは、人びとの裁判所への期待は高まっていることを示していると解釈することもできない。ポーランド裁判官協会「ユスティチア」副会長でウッチ管区裁判所判事のリマシェフスカは、そのような見方をしている (cf. B. Rymaszewska, *Rozprawa jako ostateczność*, *Prawo i Życie*, Nr 7, 2000, s. 15)。
- (42) Cf. Główny Urząd Statystyczny, *Rocznik statystyczny 1991*, Warszawa, s. 75.
- (43) Cf. Główny Urząd Statystyczny, *Rocznik statystyczny 1999*, Warszawa, s. 69.
- (44) Cf. Klęska przedawnień, *Gazeta Wyborcza*, 16.02.2000.
- (45) 刑法典(1997年制定)第101条は、犯罪の実行の時からその可罰性が消滅するまでの期間を、刑の重さに応じて3年から30年と定めている。
- (46) これは、KRS議長オルシェフスキ判事の解釈である。Cf. *Bez sądów nie ma państwa*, *Gazeta Wyborcza*, 17.02.2000.
- (47) Ibid.
- (48) Cf. Klęska przedawnień, *Gazeta Wyborcza*, 16.02.2000.
- (49) Powrót sądów grodzkich czy złudzeń, *Prawo i Życie*, Nr 5, 2000, s. 7.
- (50) J.M. Rokita (rozmowa), Korupcja nasza powszednia, *Gazeta Wyborcza*, 16.03.2000.
- (51) Cf. Bezpieczeństwo sędziów i sądów, *Prawo i Życie*, Nr 4, 2000, s. 5. ロキタの発言の直前には、イエレナグラの裁判所で、手榴弾を手にした殺人罪の被告たちが裁判官と弁護士を楯にして逃走を企て、反テロリスト部隊によって射殺されるという事件が起こっている (cf. *Sąd we krwi*, *Gazeta Wyborcza*, 14.03.2000)。
- (52) H. Suchocka, Ludzie w togach, *Prawo i Życie*, Nr 1, 2000, s. 35.
- (53) Sejm RP. III kadencja, Druk nr 1656.
- (54) 控訴裁と管区裁・地区裁とは若干異なるが、煩雑になるので違いを示すのは省略する。
- (55) Cf. M. Sadowski (rozmowa), Powództwo z formularza, *Prawo i Życie*, Nr 5, 2000, s. 13.
- (56) 法案本文では8年となっているが、提案理由書その他では10年と説明されているので、10年として

おく。

- (57) Cf. S. Waltoś (rozmowa), *Procedury często poprawiane*, *Prawo i Życie*, Nr 4, 2000, s. 37.
- (58) 2000年8月7日に行ったエレチンスキ最高裁民事部長からの聴き取りによる。
- (59) 2000年1月からすでに、地区裁判所に軽微な事件を扱う民事=刑事部が設置されている (cf. Suchocka, op. cit., s. 36)。
- (60) Cf. Sadowski, op.cit., s. 12.
- (61) 提案理由書による。
- (62) エレチンスキ最高裁民事部長による。司法省立法部副部長のサドフスキ判事も、もっとも弱体な弁護士や法律顧問が裁判所に移ってくるという危惧が表明されていることを認めたくえで、そのように危惧するのは早すぎる、と述べている (cf. Sadowski, op. cit., s. 13)。
- (63) Sejm RP. III kadencja, Druk nr 1135.
- (64) Cf. P. Solt, *Węgielska reforma sądownictwa*, *Państwo i Prawo*, Nr 10, 1999, s. 32.
- (65) Cf. Suchocka, op. cit., s. 36~37.
- (66) Cf. T. Remer (rozmowa), *Sędziowie bez granic*, *Prawo i Życie*, Nr 9, 2000, s. 23.
- (67) 裁判官協会「ユスティチア」は90年に結成され、欧州裁判官=検察官協会MEDELと世界裁判官同盟のメンバーとなっている。約8000人の裁判官・判事補のうち、約1400人を組織している。会長は、最高裁の女性判事ロメルである (cf. Romer, op. cit, s. 25)。
- (68) Cf. B. Rymaszewska, *Samorządność sędziowska jedno ma imię*, *Prawo i Życie*, Nr 5, 2000, Romer, op. cit, s. 22
- (69) Cf. L. Kubicki (rozmowa), *Ministerialna sztafeta*, *Prawo i Życie*, Nr 5, 2000, s. 33~34.
- (70) Cf. *Sprawozdanie Stenograficzne z 72 posiedzenia Sejmu RP w dniach 29 lutego oraz 1, 2 i 3 marca 2000 r.*, s. 392.
- (71) Sejm RP. III kadencja, Druk nr 1656 - A.
- (72) 筆者は2000年8月10日にニエジェラ司法次官から聴き取りを行っているが、彼はそのときすでに、司法省は法曹一元制を撤回する意向である、と語っていた。
- (73) 小森田・前掲書、189~198頁を参照。
- (74) この点を指摘するものとして、Rymaszewska, op. cit.